

クリーニング系統空調設備等保守点検業務委託仕様書

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 実験実習棟空調設備等保守点検業務委託
- (2) 場 所 福島市永井川字北原田 地内
福島県立福島明成高等学校
- (3) 委 託 期 間 契約日から令和4年3月31日まで
- (4) 業 務 目 的

福島県立福島明成高等学校の実験実習棟空調設備等について、その機能を常に良好な状態に維持し、クリーンルーム、培養室及び順化室としての適切な環境を確保するために、関係法令及び以下に定める事項により空調設備・自動制御機器・電気集塵機設備が正常に機能するよう保守点検業務を行う。

2 業務内容

- (1) 空調設備の点検、清掃、調整の実施
 - ・別紙1「空調設備（PAC－6，7，8系統）点検仕様書」により年2回行う。
- (2) 自動制御機器の点検、清掃、調整の実施。
 - ・別紙2「自動制御機器（PAC－6，7，8）系統点検仕様書」により年2回行う。
- (3) 電気集塵機の点検、清掃、調整の実施。
 - ・別紙3「電気集塵機（AFE）点検仕様書」により年2回行う。
 - ・電気集塵機アグロマレーターセル薬品洗浄を年2回行う。
 - ・電気集塵機ロールフィルター交換を年1回行う。

3 保守点検業務

- (1) 保守点検は、別紙1～3に定める仕様書の点検項目により行うこと。
- (2) 点検の結果、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行い障害発生を防止すると共に、その結果を報告すること。
- (3) 点検の結果、修繕を要すると認めたときは、その都度遅滞なく担当職員に報告し、指示を受けること。

4 業務内容の報告及び記録

- (1) 業務内容の報告及び記録は、業務終了後速やかに提出すること。
- (2) 主な報告及び記録の内容は下記のとおりとする。
 - ア 業務の結果（写真を含む）
 - イ 作業中又は作業終了時に異常や修理を要する事項が発生した時は、異常発生報告書
 - ウ その他担当職員が必要と認める内容

5 業務従事者

- (1) 業務従事者は、設備の点検・清掃において必要な資格または技術知識を有し、技術優秀な者とする。
- (2) 冷媒フロン類取扱技術者の資格を有する者が業務従事者の中にいる事とする。

6 疑義

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲・乙が協議してこれを定めるものとする。